

計 画 年 度
平成24年度～平成32年度

福井県における獣医療を提供する
体制の整備を図るための計画書

平成24年8月

福 井 県

前文

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

- 1 診療施設および主要な診療機器の整備の現状
- 2 診療施設の整備に関する目標

第2 獣医師の確保に関する目標

- 1 獣医師の確保目標
- 2 獣医師の確保対策

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

第4 相互の機能および業務の連携を行う施設の内容およびその方針

- 1 組織的な家畜防疫体制の確立
- 2 診療施設・診療機器の効率的利用
- 3 獣医療情報の提供システムの整備
- 4 衛生検査機関との業務の連携
- 5 診療効率の低い地域に対する診療の提供

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

- 1 臨床研修
- 2 高度研修
- 3 生涯研修

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

- 1 飼育者の衛生知識の啓発・普及等
- 2 計画の見直し

前文

1 畜産振興および食料の安定供給に対する獣医師の役割

本県の獣医療は、飼育動物の診療、保健衛生指導を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上および公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきた。

一方、平成22年の宮崎県での口蹄疫発生に伴い、家畜伝染病の大規模発生に対する危機管理体制の再点検・強化が求められているとともに、近年の高病原性鳥インフルエンザの発生や牛肉の生食による腸管出血性大腸菌を原因菌とする食中毒の発生、獣医師に対する社会的ニーズや果たすべき責任が非常に高まっている。

このような状況の中「ふくい農業・農村再生計画」（平成21年3月）や「福井県酪農・肉用牛生産近代化計画」（平成23年3月）の実行に必要な適切な獣医療を提供するためには、産業動物獣医師の養成・確保や診療技術の高位平準化を図ることにより、安全な畜産物を安定的に供給していくことが求められている。

また、飼養規模の拡大が進展する中で、これまでの養豚や養鶏経営に加え、酪農・肉用牛経営においても群管理体制が普及しつつあり、獣医師に対しては、従来行ってきた個体診療だけでなく、農場単位での集団管理衛生技術の提供、さらに、農場段階での危害分析・重要管理点（HACCP）の考え方の導入や普及といった幅広い獣医療の提供が求められるようになってきている。このほか、食をめぐる社会情勢や県民の健康志向の高まりに応えるべく食の安全と消費者の信頼確保に向けた、より一層の取り組みを推進するため、獣医療の提供は不可欠なものとなっている。

さらに、本県畜産業の生産性を向上するためには、牛受精卵移植技術における獣医師の役割がますます重要となってきた。しかしながら、この分野には一部の獣医師が関わっているものの、特殊な技術でもあり、技術者の養成が進んでいない状況である。その他、診療獣医師の高齢化や畜産農家戸数の減少の課題が生じてきている。

以上より、消費者ニーズに即した品質面、安全面、価格面で優れた畜産物を安定的に供給するためには、より一層の獣医療提供体制の整備が必要となっている。

2 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

犬猫、小鳥等の一般家庭において飼育される動物（以下「小動物」という。）の分野における獣医療については、動物愛護思想の普及に伴い、小動物の飼育世帯数が増加するとともに、飼育される動物の種類も多様化し、県民生活における位置付けが高まっている。飼育者の求める獣医療の内容がより高度化・多様化している中、獣医師に対しては高度な獣医療の提供、動物の健康管理、飼育管理に関する総合的な指導とともに、適正な飼育の普及・啓発、さらに、高度な診療機器を使用した最新の診断・治療技術などの獣医療現場への導入が求められている。

また、産業動物の現場においても、生産性の向上からも高度な獣医療が求められている。

3 産業動物獣医師および公務員獣医師の確保

産業動物の診療業務については、乳用牛、肉用牛および豚を対象に、福井県農業共済組合家畜診療所の獣医師、個人開業の診療獣医師および一部の市の獣医師が診療を行っている。しかし、近年においては、畜産農家の高齢化や経営環境の悪化から、畜産農家の戸数が減少傾向にあり、結果として、家畜共済の加入頭数も減少している。現在は、適正な獣医療提供が可能な獣医師数を辛うじて確保できているが、近い将来、産業動物獣医師の高齢化、採用困難、家畜共済運営上の理由から、獣医療提供が困難となることも考えられる。このため、獣医療提供体制の整備も随時検討していく必要がある。

公務員獣医師は、家畜衛生分野、動物愛護分野、公衆衛生分野および自然保護分野に携わっている。しかし、途中退職、新規採用者の減少から、年齢構成が高く、今後退職者が増えることが明らかであるため、計画的な人材確保が必要となる。このことから、インターンシップ等により、学生への産業動物獣医師および公務員獣医師へ就職に魅力を持ってもらうよう、確保に対する取組みを進めていく必要がある。

4 獣医療を安定的に提供する体制の整備

本県の獣医療が今後とも畜産業の健全な発達、動物の保健衛生の向上および食品の安全の確保等に寄与していくため、適正な数の獣医師を確保するとともに、関係機関の業務や機能の分担・連携を図り、質の高い獣医療を安定的に提供する体制を整備する。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設および主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

平成24年4月現在、産業動物診療施設の現状は次のとおりである。

ア 診療施設の数

(単位：カ所)

地域	診療施設数	内 容 (開設主体の種類別内訳)								備考	
		県		市町村	農業協同 組合	農業共済 組合	法人その他 の団体	獣医系大学	個人開設 施設		その他
		うち家保									
嶺 北	11	3	1			1	1		6		
嶺 南	6	2	1	1					3		
合 計	17	5	2	1		1	1		9		

資料：獣医療法第3条の届出

注：診療施設には、獣医療法第7条第1項に規定する「往診診療者等」を含めるものとする。

イ 診療施設の整備状況

(単位：カ所)

地 域	開設主体の種類	調査 施設数	診療 室	手術 室	検査 室	解剖 室	病性鑑定室			焼却 施設	エックス線装置		入院 施設	備考	
								細菌	ウイ ルス		生化 病理				エックス線 診療室
嶺 北	県(家保等)	3				1		2	1	4	1				
	その他	8													
	計	11													
嶺 南	県(家保等)	2				1					1				
	その他	4													
	計	6													
合 計	県(家保等)	5													
	その他	12													
	計	17				2		2	1	4	2				

資料：獣医療法第3条の届出

注：「エックス線装置」を有し、「エックス線診療室」を有しない場合には、移動型および携帯型エックス線装置等が該当する。

(2) 主要な診療機器等

平成24年4月現在、産業動物診療施設における主要な診療機器の整備の状況は次のとおりである。

(単位：カ所)

地 域	開設主体の種類	検体成分分析装置								
		血液生化学 分析装置	血液電解質 分析装置	高速液体 クロマトグラフ	原子吸光 分光光度計	その他の 分光光度計	自動血球 計算機	牛乳中体細胞 測定装置	乳成分測定器 (ミルコスキャン)	血液ガス 測定装置
嶺 北	県(家保等)	3		3	1	2				1
	その他									
	計	3		3	1	2				1
嶺 南	県(家保等)	1								
	その他									
	計	1								
合 計	県(家保等)	4		3	1	2				1
	その他									
	計	4		3	1	2				1

(単位：力所)

地 域	開設主体の種類	生体画像診断機器								
		ファイバー スコープ	エックス線 撮影装置	超音波診断装置	心電心音計	自動現像装置	イメージ インテンシファイア	CT	MR I	PET
嶺 北	県(家保等)			5						
	その他									
	計			5						
嶺 南	県(家保等)			2						
	その他									
	計			2						
合 計	県(家保等)			7						
	その他									
	計			7						

(単位：力所)

地 域	開設主体の種類	免疫・DNA診断装置等									
		酵素抗体 測定装置	ELISA用 プレートリーダー	蛍光顕微鏡	写真撮影 顕微鏡 撮影装置	嫌気性菌 培養装置	PCR 装置	DNA シークワー	孵卵器	クリーン ベンチ	安全 キャビネット
嶺 北	県(家保等)	1		1	1	1	3		2	2	3
	その他										
	計	1		1	1	1	3		2	2	3
嶺 南	県(家保等)				1				1	1	
	その他								1		
	計				1				1	2	
合 計	県(家保等)	1		1	2	1	3		3	3	3
	その他								1		
	計	1		1	2	1	3		3	4	3

(単位：力所)

地 域	開設主体の種類	理化学的治療機器						受精卵移植関連機器		その他		
		レーザー 一装置	ガス 麻酔機	人工 呼吸器	自動 点滴装	エックス線装置 (撮影装置を除く)	診療用放射線照射装置 (エックス線装置を除く)	マイカ マニピュレーター	プログラム フリーザー	オート クレーブ	ガス減菌器	遠心分離器
嶺 北	県(家保等)							3	5	4	3	5
	その他											
	計							3	5	4	3	5
嶺 南	県(家保等)								2	2	2	2
	その他											
	計								2	2	2	2
合 計	県(家保)							3	7	6	5	7
	その他											
	計							3	7	6	5	7

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 診療施設別の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所は、県内各地域の家畜衛生に関する中枢的指導機関として、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制整備の強化や診療獣医師や生産者が求める衛生管理技術の提供等の課題に対処するため、必要な検査機器等の整備・充実を進める。

イ 農業共済組合家畜診療所

農業共済組合家畜診療所は、県内における産業動物診療施設の中核機関としての体制を維持する。また、家畜保健衛生所は、農業共済組合家畜診療所の診療が効率的かつ健全に運営できるよう検査について協力・連携する。

ウ 個人開業の診療獣医師

産業動物に係る個人開業の診療獣医師は、農業共済組合家畜診療所との連携を強化し、効率的な診療を提供するよう努めることとする。また、家畜保健衛生所は検査等について協力することにより、個人開業の診療獣医師の効率的かつ健全な運営を支援する。

また、農業共済組合家畜診療所および個人開業の診療獣医師の診療施設の整備に当たっては、家畜保健衛生所の施設・検査機器の活用に努め、過剰な設備投資とならないよう十分配慮し、必要な施設・機器については、獣医療法第15条の規定に基づき、日本政策金融公庫が実施する長期低利の融資制度の積極的な活用等によりその整備を推進する。

(2) 各地域における診療施設の整備目標

ア 嶺北地域

嶺北地域では、県内でも乳用牛（福井市・大野市・勝山市・あわら市・坂井市）、肉用牛（坂井市）および養豚（越前市）の飼養規模の大きい経営が多くあり、その診療については、農業共済組合家畜診療所および個人開業の診療獣医師が行う体制を維持する。また、ワクチン接種等の自衛防疫については、社団法人福井県畜産協会および個人開業の診療獣医師が実施する体制を維持していく。

同地域では、乳用牛の疾病に関する診療が多いことから、家畜保健衛生所と診療施設との連携を強化し、飼養衛生管理を指導するため、乳房炎検査および分娩前の血液検査を始めとする検査機器の整備を進める。

イ 嶺南地域

嶺南地域では、乳用牛（美浜町）、肉用牛（若狭町）の経営があり、その診療については、主に個人開業の診療獣医師や敦賀市が開設する家畜診療所の獣医師職員が診療を行う体制を維持する。また、ワクチン接種の自衛防疫業務については、社団法人福井県畜産協会、個人開業の診療獣医師および敦賀市の家畜診療所が実施する体制を維持する。同地域では、嶺南家畜保健衛生センターと診療施設との連携を強化し、迅速な検査等に対応できるよう体制を整える。

第2 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

平成32年度を目標年度とする産業動物診療獣医師および公務員獣医師の確保目標は、次のとおりとする。

(単位：人)

地域	現在 (平成24年 4月現在)	平成32年度 目標獣医師数	平成32年度までに 確保すべき獣医師数
嶺北	8	8	5
嶺南	3	3	0
合計	11	11	5
福井県に勤務する獣医師数	42	44	22
農林水産部	27	28	16
上記以外	15	16	6
合計	53	55	27

産業動物獣医師および公務員獣医師の目標数は、「福井県酪肉・肉用牛生産近代化計画」(平成23年3月制定)の家畜の飼養目標や病傷数等を勘案し、現状維持とした。確保すべき獣医師数は、当該目標数を確保するため退職予定者数を考慮して算出した。

2 獣医師の確保対策

(1) 産業動物獣医師および公務員獣医師の確保

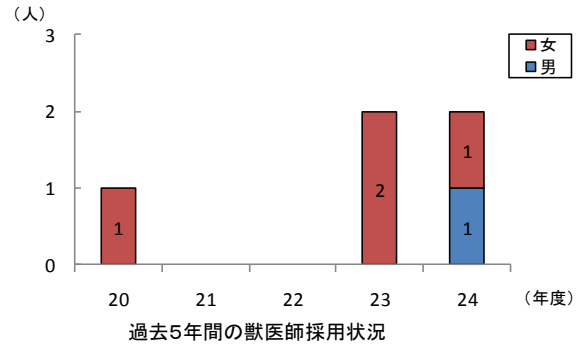
産業動物獣医師や公務員獣医師の不足が発生する原因としては、新規獣医師の半数以上が小動物分野を選択していることなど、獣医師の活動分野における偏在が挙げられている。本県においても現在のところ産業動物獣医師については、ほぼ定数を確保してはいるものの、公務員獣医師の不足が生じてきており、臨時職員を採用して対応している状況にある。このため、産業動物獣医師および公務員獣医師の確保については、農業共済家畜診療所、個人開業の診療獣医師および公務員獣医師の定年退職を考慮しながら、確保目標獣医師の目標人数に基づき、計画的な採用を進める必要がある。現在の産業動物獣医師および公務員獣医師では、退職年齢が引き上げられたとしても、年齢構成が高いことから、近い将来、大量退職を迎えることとなる。

このため、県は獣医系大学への就職説明会等を利用した訪問、OBによる広報活動を行うとともに、インターンシップを積極的に受け入れ、就職を促進する。特に、本県出身者はもとより、県外出身の学生や社会人に対しても積極的な呼びかけを行う。このような取組みを通じて、農業共済家畜診療所における家畜診療業務や公務員獣医師の業務(家畜衛生分野、公衆衛生分野および自然保護分野)に対する理解をより深めてもらうよう努める。

特に公務員獣医師の確保については、初任給調整手当の改善、採用試験の複数回実施、受験年齢の緩和について柔軟に検討していくこととする。

(2) 労働をめぐる環境の改善

本県における公務員獣医師のうち、女性の占める割合が増えてきており、今後も女性獣医師の占める割合は大きくなっていくと考えられる。また、本県に女性の産業動物獣医師は現在のところいないが、今後、誕生することも予想される。



このため、女性獣医師に配慮した職場環境の整備を計画的に行い、産休による代替職員の確保や安心して職場復帰できるような研修に努め、女性獣医師の定着を進める。

このため、女性獣医師に配慮した職場環境の整備を計画的に行い、産休による代替職員の確保や安心して職場復帰できるような研修に努め、女性獣医師の定着を進める。

(3) 人材の確保

産業動物獣医師および公務員獣医師を計画的に採用することが第一であるが、獣医師の代替職員は獣医師である必要があるため、ケガや病気、出産、育児休暇等の一時的な休職に対応するため、退職したOB獣医師を積極的に活用することとする。

第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

本県における診療施設の整備に関する目標または獣医師の確保に関する目標を達成するための計画的な取り組みが必要と見込まれる地域は、次のとおりとする。

地域	地域内の市町名
嶺北	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、池田町、南越前町、越前町
嶺南	敦賀市、小浜市、美浜町、おおい町、若狭町

第4 相互の機能および業務の連携を行う施設の内容およびその方針

産業動物に係る効率的な診療体制の整備を図るため、家畜保健衛生所が中心となり、農業共済組合家畜診療所や個人開業の診療所と連携し、それぞれの機能および業務の強化を進める。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所は、地域の家畜防疫の拠点として位置付けられていることから、同所を核とし、県組織のみならず、農業共済組合家畜診療所や個人開業の診療獣医師、家畜飼育者等の連携の下で、家畜伝染病および不明疾病に対するサーベイランス体制の強化ならびに家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検と強化を進める。このためには、日頃から県、市町、団体等の協力の下、公務員獣医師（家畜防疫員）と診療獣医師が一体となって、速やかな防疫対策ができるよう情報の共有化を行う。

また、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の重大な家畜伝染病が大規模家畜飼養農場で発生した場合には、迅速な初動防疫措置ができるよう、近隣府県への家畜防疫員の派遣要請、防疫資材の融通要請を行う。さらに、家畜保健衛生所が中心と

なり、各地域一体となった組織的な家畜防疫体制が確立できるよう、地域家畜防疫会議や地域防疫演習を行う。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

産業動物の獣医療に関する診療の迅速化・的確化を推進するうえで、診療施設・機器の高度化を進めることは重要であるが、本県では、産業動物診療に関する検査のほとんどを家畜保健衛生所で実施しているため、これまでの体制と同様に、家畜保健衛生所の診療機器を効率的に利用することとする。

3 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設間の機能が円滑に発揮されるよう、家畜保健衛生所、農業共済組合家畜診療所および個人開業の診療獣医師との情報交換が必要である。

このため、家畜保健衛生所からは監視伝染病、抗体検査などの衛生検査情報を提供し、農業共済組合家畜診療所や個人開業の診療所から提供される疾病情報を交換することで、各々が衛生検査指導や診療に活用できる獣医療情報の提供システムの整備を進めることとする。

4 衛生検査機関との業務の連携

飼養規模の拡大に伴って重要となる集団管理衛生技術においては、環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ高度な専門技術が必要となる。

本県では、特殊な機器や施設を必要とする検査は当然であるが、簡易検査等についても日頃から家畜保健衛生所で対応しているため、なお一層、診療獣医師との業務の連携を進めることとする。

5 診療効率の低い地域に対する診療の提供

今後、獣医療の提供が困難となる地域が発生した場合には、当該地域に対する十分な診療を提供する必要があることから、公的機関による支援体制、例えば、家畜保健衛生所が実施する検査時に併せた診療行為について検討する。

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 臨床研修

診療技術については、獣医学の進展、診療機器や医療品の開発・普及等に対応して、診療内容も高度化、多様化していくことが見込まれる。また、飼養規模の拡大に伴い、産業動物分野においては衛生管理体制も、これまでの個体管理から集団管理へ移行しつつある。

したがって、診療獣医師を対象とした研修の開催等により獣医療に関する技術向上を進めることとする。

2 高度研修

(1) 産業動物および公務員獣医師分野

ア 農業共済組合は、全国農業共済組合連合会等が開催する研修会に職員を積極

的に参加させ、地域への伝達講習会等により技術の向上に努める。

イ 県は、家畜保健衛生所の獣医師職員を中心に、国が開催する家畜衛生講習会および技術研修会を受講させ、伝達講習等により地域への普及を進めるとともに、疫学を基礎とした防疫体制の整備や集団管理衛生技術等の最新の獣医療技術に係る技術研修会を開催し、技術の向上に努める。

ウ 公益社団法人福井県獣医師会は、研修会や講習会の開催に努めるとともに、学会の開催状況について獣医師への周知徹底に努める。

(2) 小動物獣医師分野

公益社団法人福井県獣医師会は、専門分野別の技術の普及と向上のため、研修会や講習会の開催に努めるとともに、学会の開催状況について獣医師への周知徹底に努める。

3 生涯研修

公益社団法人福井県獣医師会は、診療に従事する獣医師が日進月歩する獣医療や海外悪性伝染病、新興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより、時代に即した獣医療を提供していくため、研修会や講習会の開催、関連する教材等の提供に努める。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物獣医師分野

家畜保健衛生所および社団法人福井県畜産協会は、家畜飼養者に対する家畜衛生知識・技術の一層の啓発・普及に努め、品質面、安全面、価格面で優れた畜産物を生産するための総合的な生産衛生管理の導入を促進する。

また、家畜飼養者に、飼養衛生管理基準の遵守を指導し、飼養している家畜の健康観察に努めて、家畜の健康異常の早期発見と早期の診療依頼を推奨することにより、効率的な家畜診療が実施されるよう努めるものとする。

(2) 小動物獣医師分野

公益社団法人福井県獣医師会は、小動物の適切な管理のため、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及および健康相談活動を促進するほか、獣医師による飼主へのインフォームド・コンセントの徹底、獣医療相談窓口の設置、診療施設の専門化、機能分担に関する合意形成等必要な条件の整備を促進する。

2 計画の見直し

畜産経営を取り巻く情勢は厳しく、家畜飼養戸数および飼養頭数の激変や畜産農家の偏在等により、産業動物を対象とした獣医療の需要構造が大きく変化する可能性は否定できない。

このことから、目標年度に達する前であっても、必要があれば本計画を変更することとする。